別表一(一)の記載要領等第一一号中「「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(7) (8)」」を「「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(11) (12)」」に改め、同等五号中「租税特別措置法第42条の10第５項（」を「所得税法等の一部を改正する法律（平成28年法律第15号）第10条の規定による改正前の租税特別措置法（以下この号において「平成28年旧措置法」という。）第42条の10第５項（」に改め、同号(二)中「「法人税額、地方法人税額及び復興特別法人税額 ((別表一(一)「4」＋「5」＋「7」−「11」−「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」−「8」−「9」)＋復興特別法人税申告書別表一「4」)」」を「「法人税額及び地方法人税額 ((別表一(一)「4」＋「5」＋「7」−「11」−「43」)＋(地方法人税申告書別表一「5」−「8」−「9」)) (4)」」に改め、同号(2)中「租税特別措置法」及び「同法」を「平成28年旧措置法」に改め、同号(3)中「「住民税額 ((5)又は(6))×(20.7%又は16.3%) (7)」」及び「「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(7) (8)」」を「「住民税額 ((5)又は(6))×16.3% (7)」及び「「当期留保金額 (1)+(2)−(3)−(4)−(11) (12)」」に改め、同第六号を次のように改める。

6　「住民税額 ((5)又は(6))×16.3% (7)」の欄は、租税特別措置法第42条の４第２項（試験研究を行つた場合の法人税額の特別控除）に規定する中小企業者に該当する法人にあつては「(5)又は」を消し、その他の法人にあつては「又は(6)」を消すこと。